

Title	宇宙活動と国際私法による考察
Sub Title	International private law analysis on outer space activities
Author	増田, 晋(Masuda, Susumu)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2010
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.15/16 (2010. 3) ,p.41- 51
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20100325-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宇宙活動と国際私法による考察

増 田 晋

- I はじめに
- II 国際私法的解決の構造
- III 想定される事例と解決への試み
- IV 終りに

I はじめに

1 私人による宇宙活動の幕開け

日本の宇宙開発利用の基本理念とそれを実現するための基本的施策を定めた「宇宙基本法」(平成20年法律第43号)が、2008年に成立し、同年施行された¹⁾。同法は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、内閣総理大臣を本部長とする「宇宙開発戦略本部」を置き、2009年6月には、今後5年間の政府の宇宙政策となる「宇宙基本計画」が作成された²⁾。

日本は宇宙先進国の一員でありながら、米国やロシアなど他の宇宙先進国のように明確に宇宙開発利用を国家戦略の一つとして位置付けてこなかったため、これまで宇宙に関する基本政策や宇宙関連法規を持っておらず、宇宙産業も十分に発達してこなかった。遅まきながらではあるが、日本も宇宙基本法の施行により、法制度上、他の宇宙先進国と宇宙開発利用について協調や競争ができるスタートラインに立つことができ、国家レベルにおいても私企業レベル

-
- 1) 宇宙基本法の制定経緯や概要については、青木節子「宇宙基本法」(ジュリストNo.1363, 2008.9.15号)を参照。
 - 2) 宇宙基本計画は、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/keikaku/keikaku.honbun.pdf>にて参照できる。

においても、今後宇宙活動や宇宙の商業的利用が飛躍的に進むこととなるだろう³⁾。

なお、私人（宇宙開発利用の主体となるのは企業が中心であるが、参加者としては個人もいるので、ここでは広く「私人」と呼ぶこととする）による宇宙活動を論ずる際には、一般的に、宇宙活動に参加する私人を国家が規制・監督する公法的分野と、宇宙活動に起因する私人間の民事的法律関係を規律する私法分野に大きく分けて考えるのが便利である。類似の分類として認知されているものに航空法の分野があり、航空公法と航空私法に分けて分類・整理されている。従って、本稿もこの分類を借用し、「宇宙公法」と「宇宙私法」との用語を使用して、以下に説明を試みることにする。

2 宇宙私法の必要性

これまでは、宇宙活動の主体は国家又は国家の監督する公的組織である関係上、国際連合による宇宙関連五条約⁴⁾等の国際的な法的枠組も国家の行為や責任を規定することに重点が置かれていた。即ち、私人の宇宙活動は自由に認められているところ⁵⁾、私人が宇宙活動をする場合でも、私人の権利・義務につき直接定めることはせず、当該私人の属する国に監督義務を課し、その国家に国際責任を課して私人に対する規律を維持しようとしていた⁶⁾。

しかしながら、宇宙活動の主体が国家から私人へと移行するに従い、宇宙活動に参加する私人間の契約問題や物権問題、宇宙活動上の事故により生じる不法行為による責任問題などの純粋な私人間の法律問題が、近年特にクローズ・

3) 宇宙の商業的利用に関する日本の課題を整理した論文として、拙稿「宇宙の商業的利用実務家の視点から」（自由と正義Vol.60, 2009年2月号）を参照。

4) 国際連合総会決議により、1966年から1984年までに採択され発効した、宇宙条約、救助返還協定、損害責任条約、宇宙物体登録条約及び月協定（いずれも略称）をいう。

5) 宇宙条約1条では、宇宙空間の探査及び利用は全人類に認められる活動分野であると宣言している。

6) 例えば、宇宙条約6条及び7条を参照。

アップされるようになってきている。宇宙活動の主体が国家又は国家の監督する公的組織である場合は、仮に法的問題が生じて、諸般の理由から、相手方（私人である場合が多い）は国家主導の解決策に従わざるを得なかったため、法律問題としてクローズ・アップされることは少なかったと思われる。しかし、これが私人間で問題となるとすると、通常の法的紛争と同様にお互いの権利主張をし、最終的には裁判などの手続きにより法的に解決せざるを得ないこととなる。

宇宙私法の問題は、例えば関係者全員が同じ国に住み、事故の原因や結果が同じ国で生じた場合のように、一国の国内法のみによって解決される場合もあれば、別の国籍を有する関係者間での紛争とか、加害行為と結果発生が別の国で生じた事故などのように、渉外的法律関係として国際私法により準拠法を決定した上で解決すべき問題もある。いずれの場合にせよ、これまでは宇宙活動に起因して私人間で解決しなければならない法的問題が無かったか、あっても諸般の理由から意図的に法的問題として解決することを回避したため、宇宙私法については議論さえされてこなかったのが日本の現状と思われる。

しかしながら、私人による宇宙活動の幕開けを迎えれば、そこから起因する法的問題を解決するためにも、関係者に予見可能性を与え将来的に参加者の行為を律するためにも、宇宙私法による分析が必要なことは論を待たない。加えて、宇宙公法も、宇宙活動に起因する事故については私法的請求が出来ることを明言している⁷⁾。本稿は、上記の問題意識に基づき、宇宙私法のうち現在想定できる代表的な渉外的法律関係に焦点を当て、これを国際私法により準拠法を決定して解決する場合の考え方について、いくつかの設例を用いて説明を試みるものである。新規な論点であり、また寡聞にして参考となる先達の研究や分析なども見あたらないため、意図せぬ誤りや見落としがあるかも知れないが、読者のご批判やご意見を頂くため敢えてここに掲載する次第である。

7) 損害責任条約11条2項を参照。

II 国際私法的解決の構造

1 統一条約による解決と国際私法による解決

国際民事手続法（主として国際裁判管轄）と抵触法を含む広義の国際私法の目標の一つは、法廷地がどの国であろうとも、同一の涉外事件については同一の解決がなされるようにすることであり、これにより国際的に法律関係の安定化が図られ、関係者に予見可能性を与えられることになる。

それを達成するために、統一条約による解決と国際私法による解決という二つの方法があるとされる。前者は、統一条約を制定するなどにより関係国の実質法規範を統一する方法であり、前記の目標を達成するためには理想的な方法である。しかし、各国によって歴史・文化・社会等が異なり、それを前提に各国独自の法規範が発展し存在することを考えると、一部の成功例を除き、これを広く推し進めることは困難であるとされる。例えば、航空運送に関する私法的条約で主要なものは、約100年かかって、国際運送人の旅客等への損害賠償責任を定めたワルソー条約⁸⁾、第三者に対する損害賠償責任を定めたローマ条約⁹⁾、及び、航空機の担保権や物権の内容・効力を統一化し国際登録による優先効を定めたケープタウン条約¹⁰⁾の3条約が発効しただけであり、そのうち多数国が批准しているものはワルソー条約だけであることから、この方法が如何に困難なものであるか想像に難くない。

8) 正式名称は「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」で、1933年2月発効したが、その後数次の変遷・統合を経て、現在は1998年のモントリオール条約となる。

9) 正式名称は「外国航空機が地上の第三者に生ぜしめた損害に関する条約」で、1958年2月発効したが、その後モントリオール議定書により改正される。日本は未締結。

10) 正式名称は「可動物件の国際的権益に関する条約」と「航空機議定書」で、その概要と仮訳は、国際商事法務第30巻7号から同32巻6号までに連載された拙稿を参照。日本は未批准。

後者の国際私法による解決とは、国ごとに異なる私法が並存することを前提に、各国の抵触法（狭義の国際私法）を介して当該涉外事件に適用される私法（準拠法）を確定し、その準拠法を適用して解決を図る方法であり、わが国でも世界的にも私人間の涉外事件の解決法の原則とされてきた。当然のことながら、同一の涉外事件について同一の解決がなされるためには、各国の国際私法が同内容で、どこが法廷地となっても同一事件については同じ準拠法を指定するよう連結点が定められている必要がある。現実はこの理想通りになっていないが、各国は「国際私法の調和」の努力を通じて、国単位での司法判断の矛盾を回避できることを目標とする。

本稿は、以下に国際私法による解決に焦点を当てて論述するが、設例に入る前に、国際私法を用いて解決する場合の法の適用構造について、より詳細に説明しておく。

2 国際私法による解決の構造（3ステップ・アプローチ）

(1) 法廷地国と準拠法の関係

国際私法を勉強していない関係者に理解しづらいこととして、宇宙活動に関する渉外的法律問題が起きたとき、その問題にどの国の法律が適用されるのか（準拠法）を決定しなくてはならない点である。例えば、当該渉外的法律問題については、A国で裁判が起こせたからといってA国法が適用になるわけではないので、準拠法はどのように決まるのかを一通り理解しておくことは、本稿を理解するうえで必須と言える。

答えを一言で言うと、法廷地国の選択と準拠法の決定は別の問題であるが、密接に関連しているのであり、詳細を以下の3ステップ・アプローチに従って説明してゆく。

(2) 第1ステップとして法廷地国の選択（国際裁判管轄の問題）

例えば、ロケットの打上げ事故が生じ、A国の被害者がB国の加害者に損害賠償請求を提訴したいが、被害者はA国、B国又は第三国のどこの裁判所に訴

えを提起出来るのか、それは何により決まっているのかと言う問題である。司法制度は国毎に運営されているので、各国は渉外的法律問題について独自に自らの裁判権の範囲を決めている¹¹⁾。従って、正解は、A国、B国又は第三国の国際裁判管轄に関する法令を検討し、当該渉外的法律問題が提訴可能かどうかそれぞれ調査するということになる。但し、相手方住所地や義務履行地などがある国には国際裁判管轄は存在するなどとの一般原則は存在し、先進国の多くはそれを採用しつつ受訴の可否を決定するとされる。従って、当該渉外的法律問題につき提訴可能な裁判所は複数国となる場合も多く、その場合、原告は法廷地を選択できたり、複数に提訴したりすることもあり得（国際的訴訟競合と呼ばれる）、有利な解決の可能性の高い“法廷地あさり”を誘発するとの批判もある（下記（3）参照）。

（3）第2ステップとして法廷地の国際私法（狭義）による準拠法の決定

準拠法は法廷地の国際私法の適用により決定される。多くの場合、先進国は、契約事案については「当事者の選択した地」の法、物権事案については「物の所在地」の法、及び、不法行為事案については「原因事実の発生した地」の法によるとの原則を有している。例えば、日本が法廷地国となった場合には、「法の適用に関する通則法」（「法例」を2007年全面改正したもの。以下「通則法」という）により準拠法は定まり、不法行為の原因事実発生地については結果発生地原則を定める他は上記原則に従っている（当然のことであるが、法規範の下での解釈論やあてはめについては、各国が判例・学説などを独自に発展させている¹²⁾）。

繰り返しになるが、当該渉外的法律問題につき提訴可能な裁判所が複数国となる場合、法廷地にかかわらず同一の準拠法が決定されるためには、各国の国際私法が同内容で同一の連結点を示す必要がある。

11) これを国際裁判管轄と呼び、日本では成文法ではなく判例法で処理してきたが、現在立法化作業が行われている。

12) 契約については通則法7条以下、物権については通則法13条、及び不法行為については通則法17条以下を参照。

(4) 第3ステップとして準拠法〔のもとでの契約〕の解釈・適用による問題解決

これは上記(3)で確定した準拠法を適用して、当該渉外的法律問題につき法律関係を確定し紛争解決することであるが、仮に日本法が準拠法であれば民法、商法、製造物責任法などの解釈論と法の適用となる。

Ⅲ 想定される事例と解決への試み

前章の説明を前提に、宇宙活動に起因し、現在想定できる代表的な渉外的法律関係として三つの設例を用い、国際私法により準拠法を決定して解決する場合の考え方について以下に説明を試みる。

1 有人弾道飛行の事故（契約責任）

(設例1)

A社は宇宙観光ビジネスを行うカリフォルニア州の民間会社であり、甲国で打上げ帰還する有人弾道ロケットに、乗客として日本人Bを乗船させる契約を締結した。Bは事故より生じる損害賠償請求を全て放棄する書面を事前にAに提出していた。ロケットは発射後に制御失敗により軌道はずれ、甲国で墜落事故を起こし、Bは死亡した。なお、B死亡による債権の相続に関する論点は考慮しない。

(想定される国際私法的解決)

(1) Bの遺族は、通常、カリフォルニア州（相手方住所地）か甲国（義務履行地）で裁判を提起することになると思われる。なお、A社が日本に支店を有し、Bが日本支店で乗船契約した場合は、日本の判例法では支店管轄として日本で裁判提起も可能と考えられる¹³⁾。

(2) カリフォルニア州や甲国で裁判提起した場合は、当該法廷地の国際私法で準拠法が定まることは前述の通りであるので、これ以降は日本で裁判提起する

場合に限定して説明する。日本の裁判所は通則法により準拠法を決定することになるが、通常これは乗船契約の責務不履行責任として扱われ、準拠法は乗船契約で選択された準拠法となる（通則法7条¹⁴⁾。

(3) 仮に、日本法やカリフォルニア州法と比べ責務不履行責任が軽く、設例の損害賠償請求の事前放棄を有効とする甲国法が乗船契約の準拠法に選択されていた場合、日本の裁判所は準拠法選択の有効性を認め、甲国法を準拠法として損害賠償請求の成否や損害額が決定する。但し、通則法によれば消費者契約（事業者と個人の契約）の特例により、Bの遺族は日本法の強行法規を適用することが可能となり、設例では、日本法の強行法規である消費者契約法8条1項（事業者の責務不履行による損害賠償責任の全部を放棄する条項を無効とする）により、前記放棄の無効を主張することが考えられる¹⁵⁾。

2 宇宙衛星間の衝突事故（不法行為責任）

（設例2）

墜落事故を除き設例1と同じ事実関係で、計画通りロケットが大気圏外に出たところ、軌道はずれて飛行していた乙国法人C社が所有・登録の使用済み衛星が衝突し、Bは死亡した。Bの遺族は、C社に対して不法行為に基づく損害賠償請求をしたい。なお、B死亡による債権の相続に関する論点は考慮しない。

（想定される国際私法的解決）

(1) Bの遺族は、通常乙国（相手方住所地）で裁判を起こすと思われる。一般

13) 支店管轄については、マレーシア航空事件（最判昭56・10・6 民集35-7-1224）及びそれに関する評釈等を参照。

14) 不法行為との法性決定も可能だが、請求権競合の場合の通則法20条により、本文のようになる可能性が高いと思われる。

15) 通則法11条1項参照。なお、かかる結論は事業者宇宙活動を畏縮させるとともに、いわゆる「危険の引受け」をした被害者に過度の保護を与えるものとする論者ならば、そもそも日本法でも違法性がなく責務不履行とならないと考えることを検討すべきである。

に国際裁判管轄の原則では原因事実発生地国、即ち、不法行為地国の裁判所にも提訴できるが、本件の場合不法行為地は衝突地となり、そこは大気圏外のため領有国がないとされる可能性が高い。

(2) 乙国の裁判所では、乙国の国際私法により準拠法を決定するが、乙国も先進国の一般原則に従っているとすると、原因事実発生地の法が準拠法となる。衝突が原因事実発生だとすると、大気圏外は一般に「法のない地」となるので、乙国法で「法のない地」の準拠法をどのように定めているか（定めてないとすると、判例法で過去どのように判断したか）、を検討することとなる。

(3) 仮にC社が日本法人で、日本の裁判所で審理された場合、通則法では、「法のない地」の準拠法を定めていないので、判例によると、公海上の船舶衝突について「両船舶の旗国法の累積適用（日本法と韓国法）」で処理したもの（例えば、仙台高判H6.9.19）と、ロシア領空侵犯で撃墜され公海上に墜落した航空機の死亡事故について「条理により、法廷地法であり被害者の本国法（日本法）」で処理したもの（例えば、東地判H9.7.16）があるが、判例は固まっていないと考えられる。

設例につき仙台高判の考え方を適用すると、宇宙物体の登録が重要な意味を持つが、宇宙物体の登録は国籍とは別である点に注意を要する。なお、いずれにせよ特別留保条項（通則法22条）の適用で日本の不法行為責任を超える責任は生じないこととなる。

3 宇宙物体の物権取引

(設例)

日本法人A社は衛星メーカーで、製造した衛星を打上げ、打上げが成功し静止軌道に配置された時点で、甲国法人B社に売却することになっている。B社は、購入時、衛星を担保に日本のC銀行より購入資金を借入れ、甲国に衛星の国内登録をする。B社は衛星の所有権が取得できるか、C銀行は有効な担保権が設定できるか心配である（確信がなければ本取引は不成立となる）。

（想定される国際私法的解決）

（1）所有権移転に関する問題は物権の問題と考えられ、準拠法は「物の所在地」の法となる。売買時の衛星の所在地は大気圏外で、「法のない地」となり、B社の取得する所有権の内容や取得の有無に問題が生じる（なお、考え方として物の所在地＝登録国又は制御国とすることも考えられ、その場合はその国の法に従った権利内容と取得手続になる）。

（2）担保権設定も物権の問題と考えられ、「法のない地」の担保権は存在せず、C銀行は有効な担保権を取得できないことになる（なお、登録国説又は制御国説がとれるとすると、担保その国の法に従った権利内容と取得手続になる）。

（ケープタウン条約による解決法——統一条約による解決）¹⁶⁾

（3）衛星を含む宇宙資産の売買は、A社の有していた所有権をB社に移転するとされ、当該移転が国内登録経由で国際登録される。仮に、A社が第三者に衛星を二重譲渡しても、当該国際登録の順位で優先効が決定される。

（4）C銀行の設定する担保権はケープタウン条約による「国際的権益」であり、その権利内容・優先順位・実行方法等は同条約で共通に定められるので、法的に明確となる。

IV 終りに

上記設例の事例は、決して夢物語ではない。世界に目を向けるならば、民間企業が観光客を大気圏外や宇宙ステーションに送る宇宙観光業が数年前から開始され、昨年は米国とロシアの人工衛星が衝突する事故が報道され、かなり前から宇宙にある衛星の軌道売買やセカンダリー・マーケット取引も実際に行わ

16) ケープタウン条約が適用される対象は航空機、鉄道車輛及び宇宙物体であるが、宇宙物体の議定書は現在のところ未確定である。本文中の解決法は、筆者が同議定書の原案や航空機議定書の内容から推測したところによる。

れている。このような活動から生じる法律問題の解決は、まさに現実の問題となっている。

宇宙活動についての私法的検討、とりわけ国際私法的解決は喫緊の課題と言えるのである。